

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

(別紙様式2)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和6年度 埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託 令和6年4月8日～令和7年3月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.4.8	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横浜須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	25,011,800	25,011,800	100.0%		
令和6年度 港湾環境の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託 令和6年4月8日～令和7年3月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.4.8	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横浜須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	37,158,000	37,158,000	100.0%		
令和6年度 港湾土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託 令和6年4月8日～令和7年3月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.4.8	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横浜須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	29,441,500	29,441,500	100.0%		
令和6年度 東京国際空港における空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託 令和6年4月8日～令和7年3月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.4.8	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横浜須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	40,987,100	40,987,100	100.0%		
令和6年度 港湾DXに向けた生産技術向上に関する研究委託 令和6年4月8日～令和7年3月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.4.8	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横浜須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	45,221,000	45,221,000	100.0%		
令和6年5月該当無し										
令和6年度 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務 令和6年6月12日～令和7年2月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.6.12	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (簡易公募型プロポーザル)	39,204,000	38,500,000	98.2%		
令和6年度 千葉港船橋地区海岸保全施設(日の出護岸)修正設計 令和6年6月19日～令和7年3月21日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.6.19	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (簡易公募型プロポーザル)	40,007,000	39,952,000	99.8%		
令和6年度 東京湾における炭素の吸収・排出評価に関する研究委託 令和6年6月28日～令和7年3月7日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.6.28	国立大学法人 東京大学 東京都文京区本郷七丁目3番1号	5010005007398	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	4,169,000	3,499,998	83.9%		
令和6年度 千葉港船橋地区海岸保全施設(日の出護岸)基本設計 令和6年7月1日～令和7年3月21日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.7.1	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル)	38,225,000	37,961,000	99.3%		
令和6年度 横浜港湾空港技術調査事務所護岸検討業務 令和6年7月1日～令和7年3月21日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.7.1	株式会社日本港湾コンサルタント 東京支店 東京都品川区大崎一丁目11番2号	1010701012473	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	22,297,000	22,000,000	98.6%		
令和6年度 東京湾における水環境デジタルツインの開発に関する研究委託 令和6年7月9日～令和7年2月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.7.9	国立大学法人横浜国立大学 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号	6020005004971	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-11のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	4,169,000	2,970,000	71.2%		
令和6年度 東京港中央防波堤内側地区係留施設改良検討業務 令和6年7月23日～令和7年2月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R6.7.23	令和6年度 東京港中央防波堤内側地区係留施設改良検討業務中央コンサルタンツ・エコー設計共同体 東京都新宿区西新宿八丁目17番1	9180001026134	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-12のとおり (簡易公募型プロポーザル)	24,827,000	24,805,000	99.9%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

随 意 契 約 理 由 書

件名 令和6年度 埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、港湾における埋立地盤の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、地盤改良工事における CO2 固定化に関する検討、大規模急速施工埋立地盤の長期維持管理システム構築に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 港湾域における固化処理土の強度発現及び長期耐久性等の性能評価に関する研究実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する地盤改良工事、固化処理土の強度特性や長期劣化特性や長期・超長期の圧密挙動の高度なモデル化に関する研究の知見を得ている。また、上記に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名 令和6年度 港湾環境の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、船舶の大型化に対応した大水深岸壁等の港湾施設を環境に配慮しながら効果的・効率的に整備するために必要となる港湾施設の計画から設計、施工、運営、維持管理に至るライフサイクル全般の課題の解決を目指すものである。

具体的には、東京湾シミュレータの開発、魚類多様性のための生物共生型港湾構造物の整備手法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 内湾水質複合生態系モデルの開発とそのモデルを活用した海域環境予測システムに関する研究の実績を有していること。
- ② 港湾域において環境 DNA 技術を活用した生物相把握の再現性を解析・評価した研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効果的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する内湾水質複合生態系モデルによる解析プログラムの高度化に関する研究、港湾域における環境 DNA を用いた調査に対する高度な知見を得ている。また、上記①、②に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名 令和6年度 港湾土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、港湾土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、鈹滓の地盤材料としての循環利用に関する検討、岸壁背面土中等に埋設された鋼材の腐食・防食に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① リサイクル材の地盤材料としての活用に関する化学的・力学的特性など材料特性の評価に関する研究の実績を有していること。
- ② 海洋環境下における鋼材の腐食・防食特性に関して、暴露試験施設や実環境下での連続モニタリングを活用した研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連するリサイクル材の地盤材料としての活用に関する研究、鋼材の腐食、防食特性に関する研究の知見を得ている。また、上記①、②に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名 令和6年度 東京国際空港における空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、東京国際空港における空港土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、地震動による地盤の累積損傷を考慮した変形予測、強震観測記録の解析と情報発信手法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 強震観測記録データの解析により、軟弱地盤における地震動特性に関する研究の実績を有していること。
- ② 空港施設の耐震設計、性能照査法である地震応答解析、模型振動実験に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究の知見を得ている。また、上記①、②に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名 令和6年度 港湾DXに向けた生産技術向上に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、DX手法の確立に向けた生産性向上の推進を目指すものである。

具体的には、監視カメラ映像に基づく波浪統計量推定に関する検討、水中バックホウ用ICT技術および現場適応技術に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、監視カメラによる波浪観測データ解析と水中作業機械や水中ロボット関連技術、水中施工に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 監視カメラによる波浪観測・カメラ画像解析コード開発の実績と第三世代波浪モデルによる波浪推算・解析に関する研究の実績を有していること。
- ② 水中作業機械や水中ロボット関連技術、水中施工や新工法に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する北陸沿岸における波浪推算精度向上に関する研究、第三世代波浪モデルによるうねり性波浪の推算精度検証を行うなど、高精度な沿岸波浪計算・解析に精通し高度な知見を有しているとともに、東京湾口部等に監視カメラによる沿岸災害監視ネットワークを構築し画像解析による波浪統計を行っている。また、水中作業機械や水中ロボット関連技術・水中施工や新工法に関しても高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名)令和6年度 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人 沿岸技術研究センターと随意契約したい。

記

本業務は、管内の港湾・空港施設の設計等に関する様々な技術的課題に対し、各課題に精通した有識者によるヒアリング等を実施し、対応方法の提案等の技術的支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、当局が提示する設計等に関する検討案件について、検討会の開催やヒアリングを通じ、得られた有識者の意見を踏まえながら、課題の抽出整理や技術的検証・検討を速やかに行うための技術力を有し、港湾・空港施設の調査・設計・施工に精通している事が必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「一般財団法人 沿岸技術研究センター」を特定した。

したがって、「一般財団法人 沿岸技術研究センター」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約するものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名)令和6年度 千葉港船橋地区海岸保全施設(日の出護岸)修正設計

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約したい。

記

本業務は、千葉港船橋日の出地区に護岸として構築されている海岸保全施設の老朽化に伴い、延命化と機能向上を兼ねた修正設計を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、海岸保全施設の規模や利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、海岸保全施設の設計に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。また、当該海岸保全施設の設計上、「コスト縮減」を考慮した構造諸元を選定するためには、海岸保全施設の設計に関する十分な実績、専門的な技術力及び豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「パシフィックコンサルタンツ株式会社」を特定した。

したがって、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」と随意契約するものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和6年度 東京湾における炭素の吸収・排出評価に関する研究委託

本件は、下記の理由により、国立大学法人 東京大学 と随意契約する。

記

本委託は、東京湾における炭素の吸収・排出評価を目的に多重空間スケールを対象とする非構造格子有限体積法数値計算システム（東京湾環境計算システム）の構築を検討するものである。

これらの業務を遂行するためには、質量及び運動量保存性に優れる有限体積法を採用した世界標準の非構造格子数値モデルを用いた研究実績を有すること、生物地球化学モデルに精通した研究実績を有すること、観測値を活用した炭素吸収・排出評価に係る研究実績を有することが求められる。

国立大学法人東京大学は、質量及び運動量保存性に優れる有限体積法を採用した世界標準の非構造格子数値モデルを用いた研究実績、生物地球化学モデルに精通した研究実績、観測値を活用した炭素吸収・排出評価に係る研究実績を有しており、本委託業務を遂行することが出来る機関は他にない。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、国立大学法人 東京大学と随意契約を行うものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名)令和6年度 千葉港船橋地区海岸保全施設(日の出胸壁)基本設計

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ(株)と随意契約したい。

記

本業務は、千葉港船橋湊町地区に胸壁として構築されている海岸保全施設の老朽化に伴い、延命化と機能向上を兼ねた改良設計(基本設計)を行うものである。

当該海岸保全施設の設計上、「狭隘な胸壁背後地」及び「隣接した物揚場への影響」に留意する必要がある。以上を考慮した構造諸元を選定するためには、海岸保全施設の設計に関する十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「パシフィックコンサルタンツ(株)」を特定した。

したがって、「パシフィックコンサルタンツ(株)」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「パシフィックコンサルタンツ(株)」と随意契約するものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名)令和6年度 横浜港湾空港技術調査事務所護岸検討業務

本件は、下記の理由により、(株)日本港湾コンサルタントと随意契約したい。

記

本業務は、横浜港港湾空港技術調査事務所護岸の老朽化に伴い改良する護岸構造に、「生物共生」及び「新技術(低炭素型材料・維持管理性等)」の機能を付加させた施設として検討する業務である。

本業務の実施にあたっては、護岸の規模や利用形態など様々な港湾又は海岸の施設に関する設計や施工に関する知見を有するとともに、港湾又は海岸の施設について、生物共生型構造物や新技術活用に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「(株)日本港湾コンサルタント」を特定した。

したがって、「(株)日本港湾コンサルタント」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「(株)日本港湾コンサルタント」と随意契約するものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和6年度 東京湾における水環境デジタルツインの開発に関する研究委託

本件は、下記の理由により、国立大学法人 横浜国立大学 と随意契約する。

記

本委託は、衛星データ等の各リモートセンシングデータと3次元流動・生態系結合モデルとのデータ同化によって、水環境デジタルツインの開発を検討するものである。

これらの業務を遂行するためには、衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定解析及びHFレーダー等のリモートセンシングデータ解析に関する研究実績を有すること、衛星データによる大気補正・水質推定モデルと3次元流動・生態系結合モデルの構築及び精度検証に関する研究実績を有し、それらに必要な水質・底質・光学パラメーターの実測値の取得が可能であること、3次元流動・生態系結合モデルによる数値解析とデータ同化手法に関する研究実績を有することが求められる。

国立大学法人横浜国立大学は、衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定解析及びHFレーダー等のリモートセンシングデータ解析に関する研究実績、衛星データによる大気補正・水質推定モデルと3次元流動・生態系結合モデルの構築及び精度検証に関する研究実績、3次元流動・生態系結合モデルによる数値解析とデータ同化手法に関する研究実績を有する。また、水質・底質・光学パラメーターの実測値の取得も可能であるため、本委託業務を遂行することが出来る機関は他にないと考えられる。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、国立大学法人 横浜国立大学と随意契約を行うものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名)令和6年度 東京港中央防波堤内側地区係留施設改良検討業務

本件は、下記の理由により、令和6年度 東京港中央防波堤内側地区係留施設改良検討業務中央コンサルタンツ・エコ設計共同体と随意契約したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤内側地区の係留施設の機能を維持継続するための改良検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、岸壁の規模や利用形態など様々な港湾の施設に関する設計や施工に関する知見を有するとともに、耐震強化岸壁の設計や施工に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「令和6年度 東京港中央防波堤内側地区係留施設改良検討業務中央コンサルタンツ・エコ設計共同体」を特定した。

したがって、「令和6年度 東京港中央防波堤内側地区係留施設改良検討業務中央コンサルタンツ・エコ設計共同体」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「令和6年度 東京港中央防波堤内側地区係留施設改良検討業務中央コンサルタンツ・エコ設計共同体」と随意契約するのである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和6年度 閉鎖性海域における太陽光発電システムの適用性に関する研究委託

本件は、下記の理由により、学校法人 神奈川大学 と随意契約する。

記

本委託は、閉鎖性海域の港湾や海上空港等における新たなカーボンニュートラル技術の開発に向け、太陽光発電システムを閉鎖性海域に適用する場合の実現可能性の検討及び効果にかかる評価を行うものである。

これらの業務を遂行するためには、陸上やダム湖等とは異なる海域の条件下で、太陽光発電システムを適用するための自然条件や工学的条件等の設定、技術的な課題の抽出が可能であること、太陽光発電システムの機材に精通していること、また、これらの適用性を検討し発電に関する効果を評価するための試験の実施とその結果を的確に評価するための研究実績が必要となる。

学校法人神奈川大学は、太陽光発電システムの海域適用を想定した水中における基礎的条件の収集実績がある唯一の機関であり、陸上やダム湖等とは異なる海域の条件下で太陽光発電システムを適用するための自然条件や工学的条件等の設定、技術的な課題の抽出が可能である。また、海域で使用可能な太陽光発電システムの試験機を開発するなど太陽光発電システムの機材に精通し、試験に活用できる試作機を保有するとともに室内実験の研究実績も有するなど、本委託業務を遂行することが出来る機関は他にないと考えられる。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、学校法人 神奈川大学と随意契約を行うものである。

令和6年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和6年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務

本件は、下記の理由により、令和6年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体と随意契約したい。

記

本業務は、臨港道路(鋼橋)の疲労損傷について補修及び予防保全の検討を行うとともに、鋼床版疲労対策に係る検討会の運営を行う業務である。

本業務の遂行にあたっては、臨港道路(鋼橋)の規模や利用形態など様々な港湾の施設に関する設計や施工に関する知見を有するとともに、臨港道路の設計や施工に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「令和6年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体」を特定した。

したがって、「令和6年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「令和6年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体」と随意契約するものである。

(別紙様式3)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

(別紙様式4)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]